

平成27年4月27日
一般社団法人全国信用金庫協会

ガバナンス強化に向けた業界の自主的取組みについて

この度、信用金庫業界では、政府の成長戦略等において「コーポレートガバナンスの強化」が掲げられていること等を踏まえ、ガバナンス強化に向けた業界の自主的取組みを更に進めていくため、「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」を、別添のとおり改定いたしました。

信用金庫業界といたしましては、本業界申し合わせに基づき、今後も会員や地域の多様な意見を反映するための経営管理態勢の更なる強化・充実を図るとともに、積極的な情報開示に努めていくこととしております。

以 上

総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ

平成15年9月19日

平成21年9月18日 一部改正

平成27年4月24日 一部改正

一般社団法人全国信用金庫協会

1. 基本的考え方

協同組織金融機関である信用金庫における総代の選任や総代会の運営方法等については、基本的事項が信用金庫法で定められているものの、その細則が定款に委ねられているように、会員の自治が基本となっている。こうした総代会の機能等がさらに向上していくためには、協同組織運営に対する会員の深い理解が必要であり、会員の自治によって、信用金庫の企業文化や地域の特性にあった様々な取組みを、自主的に行っていくことが重要である。

また、会員や地域の多様な意見を反映するための経営管理態勢の強化・充実を図るとともに、積極的な情報開示に努める必要がある。

こうした観点から、下記のとおり業界申し合わせを行うこととする。

2. 総代会に関する施策

(1) 総代の選任に関する施策

総代の選任のために置く選考委員は、総代会の決議を経て決定する。

(2) 総代の定年制等に関する施策

信用金庫運営により深い見識を持つ総代を確保しつつ、かつ、会員の多様な意見を経営に活かしていくため、特定の会員が過度に長期にわたって総代を務めることがないように、総代の定年制または重任制限を導入することとする。

(3) 総代会に係る開示充実に関する施策

総代会に関する情報提供を充実し、会員の理解の更なる向上と透明性の確保を図るため、下記項目をディスクロージャー誌等で開示することとする。

(注) ディスクロージャー誌での開示に加えて、ホームページでも開示を行うよう努めることとする。

開示項目名	備 考
1. 総代会の仕組み	協同組織運営の仕組みを図解
2. 総代候補者選考基準	例えば「総代としてふさわしい見識を有していること」といった基準を示す

開示項目名	備 考
3. 総代の選任方法	信用金庫法、定款で定める総代選任プロセスを図解
4. 総代会の決議事項等	総代会開催日、総代会報告事項・決議事項（決議した内容および総代会の様態については任意開示とする）
5. 総代の氏名等	選任区域毎に総代の氏名を掲載するとともに総代への就任回数を記載
6. 属性別構成比等に関する情報	総代の職業・業種別・年代別等の構成比等に関する情報

3. 理事・監事に関する施策

(1) 職員外理事の登用に関する施策

会員や地域の声を活かした信用金庫経営の更なる実践を図るため、1名以上の職員外理事を登用することとする。

また、職員外理事の登用状況がわかるようディスクロージャー誌等で開示することとする。

(2) 監事の機能強化に関する施策

経営管理態勢の中で監事の理事に対する適切な牽制機能等を強化するため、監事会を設置することとする。

(3) 非常勤理事・監事への適切な情報提供等に関する施策

非常勤である職員外理事や員外監事等に対しては、理事会等において適切な判断、積極的な意見・提案等をし得るよう、継続的に必要な情報提供を行うとともに、理解しやすい説明資料の作成等に努めることとする。

4. 会員の意見の更なる反映に関する施策

信用金庫では様々な方法で会員の意見・要望を把握するよう努めているが、総代会や理事会等に総代以外の会員の意見をより反映させるため、総代以外の会員の意見を吸い上げる場の更なる充実を図ることとする。

(附則) 経過措置

改定後の業界申し合わせは、平成27年4月24日から適用することとする。

ただし、2.(1)及び(2)並びに3.(1)及び(2)に掲げる事項について、平成28年4月1日以降に初めて到来する総代・理事・監事の改選期から実施することとし、さらに当該改選期までに実施が難しい場合には、その翌改選期までに実施することとする。

以 上